

會社債ノ都合ニ依リ解任サレタル時ハ生活ノ不安ヲ招  
起スルガ大元ノ如ク解任在在当リ及致スル事

日收額ノ九十四分

日收額ノ累出ハ前条ト同ク

一 解任決定ニ關スル件

能近得取ヲ認メテ解任ヲ決定セルトスルトキハ右

ノ方針ヲ以テ実行スル事、本會議解決後実行スル事

右要求者ノ通リ決議候系内熟考ニ上ル旨午後一時迄ニテ回答セ

成候事也

大正十四年八月一日

以迄電索株式會社解任從業員代理人

守田 武、佐藤 清、内田武彦、谷野山二郎

南無阿彌陀佛

總務部長

第一。五二號

大正十四年八月十八日

警視總監 太田 政弘



内務大臣 若槻禮次郎 殿

東京警備司令官 殿

社會局長 佐田 隆一郎 殿

憲兵司令官 松井 兵三郎 殿

京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫

福岡 新潟 各府縣長官 殿

東京地方裁判所 検事 正 殿

14.8.22  
第 号